

# 一般組合員の 年金制度と退職後の手続

令和5年1月

長期給付係

年金制度の概要及び退職時に提出していただく書類について説明させていただきます。

はじめに、年金の制度は大変複雑ですので、限られた時間内に全て理解していただくことは非常に難しいかと思えます。

ここでは、公的年金の仕組みについて、ポイントを絞って説明させていただきますので、「ご自身の年金はいつから貰えるのか」、「年金を貰いながら働いた場合、どのくらい年金が停止となるのか。」など基本的な点について御理解いただきたいと思えます。

また、ここで説明させていただいたこと以外も記載しているPDF版もありますので、そちらも参考にしてください。

※ 一般組合員とは、長期給付（年金）事業の適用を受ける本務者・再任用フルタイム・任期付職員等です。

※ 令和4年10月1日の制度改正に伴い、(\*)臨時的任用職員は、公務員共済（地共済）の厚生年金ではなく、日本年金機構の一般厚生年金に加入しています。

(\*) 長期給付（年金）事業の適用を受けない短期組合員は、一般厚生年金被保険者となります。

ここで説明しますのは、共済組合の長期給付事業が適用となる一般組合員向けとなりますので、臨時的任用職員を含む日本年金機構の一般厚生年金に加入している短期組合員については、そちらでの手続が必要となりますので、ここでの説明は参考程度となります。

また、次ページ以降に右上に記載されているページ数はPDF版の掲載ページとなりますので合わせて御覧ください。

## 公的年金制度の仕組み

### 公的年金制度

平成24年8月に公布された「被用者年金一元化法」により平成27年10月以降、共済年金は厚生年金に統一され、公的年金は「全国民共通の国民年金（基礎年金）」と「厚生年金」の2つの制度になりました。

公的年金制度の仕組みについてです。

平成24年8月に公布された「被用者年金一元化法」により平成27年10月以降、共済年金は厚生年金に統一され、公的年金は「全国民共通の国民年金（基礎年金）」と「厚生年金」の2つの制度になりました。

## 1 被用者年金制度



第1の国民年金制度は、20歳以上60歳未満の国民全員が加入する年金制度で、加入が義務づけられています。

第2の厚生年金制度は、会社員や公務員の方が加入する年金制度となっています。また、厚生年金に加入している方は、同時に国民年金にも加入していることとなります。

この図で示しているとおおり、2階部分の年金は、公務員も私学教職員も全て厚生年金となっています。赤文字の厚生年金の欄が、「旧共済年金」だった部分です。

## 2 国民年金（基礎年金）の被保険者の種別

種別	対象者
第1号被保険者	国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者、学生などで、第2号被保険者及び第3号被保険者に該当しない人（保険料は本人が納付）
第2号被保険者	厚生年金の被保険者（65歳未満）
第3号被保険者	第2号被保険者（65歳未満）の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

## 3 厚生年金の被保険者の区分（令和4年10月以降）

民間被用者（会社員）・地方公務員等（短期組合員）	第1号厚生年金被保険者
国家公務員等（国立大学法人等職員）	第2号厚生年金被保険者
地方公務員等（一般組合員）	第3号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度の加入者	第4号厚生年金被保険者

厚生年金被保険者は職種によって区分され、「3」に示してありますとおり、会社員及び短期組合員が第1号厚生年金被保険者、国家公務員は第2号厚生年金被保険者となっており、地方公務員等の一般組合員は第3号厚生年金被保険者、私立学校教職員は第4号厚生年金被保険者になっております。

また、国民年金は、被保険者の種別のおり、第1号から第3号の区分がございます。

組合員御自身は、国民年金制度上は『第2号被保険者』となり、厚生年金制度上は『第3号厚生年金被保険者』となり、職員の方に扶養されている配偶者の方は国民年金制度上の『第3号被保険者』となります。

## 4 公的年金の種類

給付事由	年齢・要件など	厚生年金	国民年金
老齢	64歳まで	特別支給の老齢厚生年金	—
	65歳から	本来支給の老齢厚生年金	老齢基礎年金
障害	重度	障害厚生年金	障害基礎年金
	軽度	障害手当金	—
(*)死亡	子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金
	子のいない配偶者	遺族厚生年金	—

(\*) 遺族厚生年金の受給者となる遺族は、一般組合員であった人が死亡した当時、その者によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。(妻以外は、年齢制限あり。)

「4 公的年金の種類」は、給付事由によって異なっており、表のとおりとなっております。

## 5 老齢厚生年金について

平成27年10月に被用者年金が一元化されたことに伴い、年金の名称は、退職共済年金から老齢厚生年金になりましたが、年金額の計算方法や受給要件などに変更はありません。

老齢厚生年金は、本来、65歳から支給されますが、当分の間、支給開始年齢から65歳までの間は、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

この年金は65歳になると消滅して『本来支給の老齢厚生年金』に切り替わります。

- (1) 昭和36年4月1日以前に生まれた者は、65歳になるまでの間、「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。
- (2) 昭和36年4月1日以前に生れた者は、65歳から『本来支給の老齢厚生年金』が支給され、国民年金制度から「老齢基礎年金（国民年金）」の支給が始まります。
- (3) 昭和36年4月2日以降に生まれの者は、「特別支給の老齢厚生年金」の支給はありません。
- (4) 昭和36年4月2日以降に生まれた者は、65歳から、本来支給の老齢厚生年金が支給されると同時に国民年金制度から、「老齢基礎年金」が支給されます。

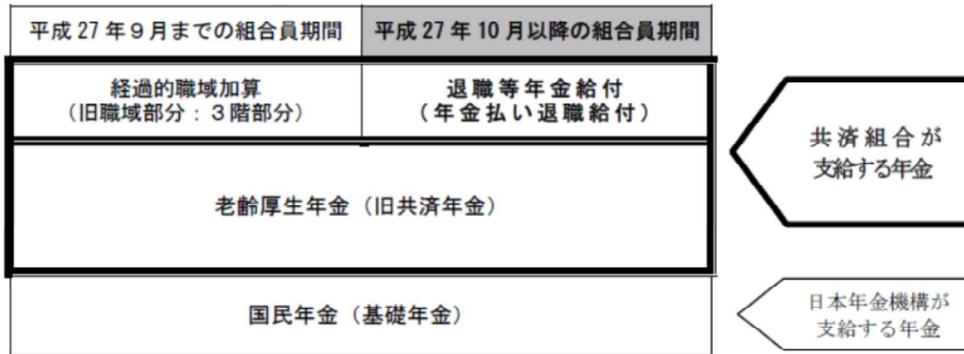
「5」についてですが、組合員の方が将来受け取ることとなる老齢による年金給付は、老齢厚生年金といいます。64歳までの年金を「特別支給の老齢厚生年金」といい、65歳からの年金は「本来支給の老齢厚生年金」といいます。

なぜ、特別支給と本来支給に分かれているかと言いますと、老齢年金は過去の制度改正によって、支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられました。ただ、一度に5年も引き上げることはできないので、現在、段階的に年齢を引き上げているところがございます。よって、64歳までの年金を特別支給といい、65歳からの年金を本来支給といいます。

64歳までに受給できる年金は、本来支給される年金より前に「特別」に受給することができる年金と理解していただければ、分かり易いと思います。

また、今年度末に60歳で定年退職になる方は昭和37年4月2日以降生まれになるので、「特別支給の老齢厚生年金」は支給されずに、65歳から「本来支給の老齢厚生年金」の支給が始まります。

## 6 退職等年金給付（年金払い退職給付）について（公務員等の年金：3階部分）



続いて、「6 退職等年金給付（年金払い退職給付）」についてですが、これは、一元化前、つまり平成27年9月までの共済年金における3階部分の年金、職域年金に替わる新しい3階部分の年金のことです。

後ほど詳しく御説明いたしますが、組合員の方は老齢厚生年金を受け取ることになりますが、厚生年金に統合されたことによって、一元化前の3階部分の職域年金が全くなくなってしまうということはありません。一元化前（平成27年9月）までの組合員期間に対しては、旧共済年金の職域年金と同様の計算方法で算出される「経過的職域加算」が支給され、一元化以降の期間に対しては、この年金払い退職給付が支給されます。

### 国民年金の加入手続

国民年金は、20歳以上60歳未満の人が加入する制度です。定年退職後、共済組合の一般組合員の資格喪失と同時に「国民年金第2号被保険者」の資格を喪失します。併せて、現職中に60歳未満の配偶者を扶養していた者は、配偶者も国民年金「第3号」被保険者の資格を喪失します。自身で、国民年金の加入（種別変更）手続が必要になります。

続いて、退職後の国民年金の手続についてです。

この手続は、非常に重要ですので、詳しく説明させていただきます。

組合員の方は、退職と同時に共済組合員の資格を喪失し、年金上においても資格を喪失することとなるため、年金制度未加入という状況になります。

先に申し上げたとおり、国民年金は60歳まで加入しなければなりません。60歳以上で退職される方は、特に手続をしていただく必要はございませんが、退職時点で60歳未満の方については、再就職等されない場合は、60歳になるまで国民年金に加入し、保険料を納付する必要があります。

また、退職時点で、60歳未満の配偶者を扶養されている方についてですが、組合員本人が「国民年金第2号被保険者」の資格を喪失すると同時に、扶養していた配偶者も「国民年金第3号被保険者」の資格を喪失してしまうため、再就職等されず被扶養者とする事ができない場合は、配偶者も年金制度未加入となってしまいます。この場合、配偶者の方も、お住まいの市区町村役場等で国民年金の加入手続をしていただき、60歳になるまで国民年金の保険料を納付しなければなりません。

本人（元一般組合員）の再就職等の状況	元組合員が加入する被用者年金制度	60歳未満の被扶養配偶者		
		種別	届出先	保険料
<ul style="list-style-type: none"> <li>再就職しない</li> <li>自営業</li> <li>公務員等として下記以外（週 20 時間未満のパートタイム）で勤務</li> <li>公立学校共済組合の任意継続組合員になる（注）</li> </ul>	加入しない	第3号 ↓ 第1号	お住まいの市区町村役場	必要
<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員として、再任用フルタイム・任期付等の<b>一般組合員</b>として勤務</li> </ul>	公務員共済組合	第3号 ↓ 第3号	組合員の再就職先	不要
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間会社又は、私立学校で勤務</li> <li>公務員として任用期間2か月を超える非常勤勤務又は、週 30 時間程度のパートタイムで勤務</li> <li>週 20 時間程度の短時間で勤務（※）</li> <li>地共済等の<b>短期組合員</b>として勤務（※） （※一定の要件を満たしている場合）</li> </ul>	厚生年金保険又は、私立学校教職員共済制度			

（注） 公立学校共済組合の**任意継続組合員**は、医療保険制度の適用はありますが、共済組合の**一般組合員**としての資格を有しないため、**年金制度の適用はありません**。（一部、福祉事業の適用あり）

手続が必要となる方は、表の太枠に該当する方となります。

組合員の方が退職後、再就職しない場合、パートタイムで勤務する場合や当共済組合の任意継続組合員になる等、年金制度に加入されない方が対象となります。当共済組合の任意継続組合員は医療保険と一部の福祉制度のみの適用で、年金制度には加入しません。60歳未満の組合員の方は手続きが必要となります。併せて被扶養者となっていた配偶者の方は、国民年金の種別が第3号から第1号に変わるため、お住まいの市区町村役場で手続をしていただき、保険料の納付が必要となります。令和5年度の国民年金保険料は月額16,520円となっております。

太枠以外の方は、退職後も組合員が再就職して年金制度に加入される場合を示しており、例えば、再任用フルタイム等で勤務される場合は、引き続き、厚生年金に加入することになりますので、被扶養者の手続を行えば、配偶者の国民年金の種別は第3号のままのため、退職される前と同様に、配偶者自身で保険料を納める必要ありません。

繰り返しになりますが、60歳未満の配偶者を扶養されている方は、再就職等しない場合、配偶者の国民年金加入に関する手続が必要になることがあるということを覚えておいてください。

国民年金制度の詳細や手続等については、各市町村役場の国民年金の窓口で確認してください。

## 年金の給付事由と種類

年金は、給付事由により「老齢・障害・遺族」の3種類があります。  
年金を受給する際は、それぞれ一定の条件を満たす必要があります。

### 1 年金の種類と給付事由

給付事由	厚生年金		国民年金(基礎年金) (日本年金機構から支給)
	種類	支給要件	
【老 齢】	老齢厚生年金	一定の組合員期間を有した者が支給開始年齢に達した時に支給される年金(在職中は、一部又は全部支給停止の場合あり)	老齢基礎年金
【障 害】	障害厚生年金	組合員期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合に支給される年金	障害基礎年金
【遺 族】	遺族厚生年金	組合員又は組合員であった者が死亡した時に遺族に支給される年金	遺族基礎年金

※ 被用者年金一元化により、平成27年10月1日以降に受給権が発生する年金の名称は、「厚生年金」と同様

「年金の給付事由と種類」についてです。

年金は、給付事由により「老齢」・「障害」・「遺族」の3種類の年金があります。

年金を受給する際は、それぞれ一定の条件を満たす必要があります。

この表のとおり、給付事由により年金の名称が異なっています。

## 2 年金の併給調整

6頁

年金は、原則として給付事由の異なる複数の年金を同時に受給することはできません。いずれか一つを選択して受給することになります（一人一年金の原則）。

なお、給付事由が同じ年金については、同時に受給することができます。

公的年金は、「一人一年金」が原則ですが、例外として併給できる年金もあります。

### <例外となる主なパターン（下図）>

A 同一の支給事由の1階部分の年金と2階・3階部分の年金

B 2階部分の年金同士で、算定対象期間が異なるもの

C 政策的な理由によるもの（65歳に達してからの年金に適用）

※ 現在、遺族年金や障害年金を受給している者が老齢年金の受給権を得た場合でも原則、どちらか一方の年金を選択して受給する。

### 《★ 原則のケース》

老齢厚生年金（公務員共済） と 障害厚生年金（公務員共済） …… どちらかを選択

老齢厚生年金（公務員共済） と 遺族厚生年金（公務員共済）  
若しくは遺族厚生年金 …… どちらかを選択  
(64歳まで)

次に「2」の「年金の併給調整」について、少し触れておきます。

年金は、原則として、一人一年金となっており、二つ以上の年金を同時に受給することはできません。ただし、例外として同時に受給できる場合があります。

例外となるパターンは、点線囲みのA～Cの場合となっております。

具体的な例としては、PDF版の7ページに掲載しておりますので、参考までにご覧ください。

### 年金の支給

- ・年金は、原則として、加入期間ごとにそれぞれの制度から別々に支給します。
- ・年金は、加入期間、年齢、その他の条件が揃ったとしても、「自動的に給付」されるものではありません。【※ 請求手続きが必要です!】
- ・年金は後払いで、毎年、偶数月の15日に指定された口座に振り込みます。
- ・年金は、事由が生じた月の翌月から、事由を喪失した月まで支給します。

ここからが、組合員の方が将来受け取ることとなる老齢厚生年金についてです。概要として、4点あげておりましたが、まず1点目、年金は、原則として加入期間ごとにそれぞれの制度から別々に支給します。

これは、民間企業でお勤めになった期間と公務員でお勤めになった期間の両方をお持ちの方は、ともに老齢厚生年金として決定されますが、合算して1つの年金とするのではなく、それぞれの期間ごとに複数の年金が決定、支給されるという意味です。

2点目、年金は、加入期間、年齢等の受給条件が揃ったとしても、「65歳になれば自動的に給付」されるものではありません。必ず、請求手続きを行う必要があります。

3点目、年金は、後払いで、毎年、偶数月の15日に指定された口座に振り込まれます。

最後4点目、年金は、事由が生じた月の翌月から、事由を喪失した月まで支給します。

以上が概要となっております。

## 1 年金の支給開始年齢

老齢厚生（退職共済）年金は、本来65歳から支給されますが、生年月日により「特例」として、65歳になる前（60歳から64歳の間）に「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」が支給されます（ただし、年金受給開始年齢は、下図のとおり生年月日に応じて異なる。）。

なお、65歳からは、日本年金機構から、全国民共通の「老齢基礎年金」が支給されます。

※ 平成27年10月以降に受給権が発生する年金の名称は、退職共済年金から「老齢厚生年金」に変わりましたが、従前どおり、最後に加入していた公務員の共済組合が支給します。

続いて、支給開始年齢ですが、老齢厚生年金は、先ほども説明しましたように、本来、65歳から支給されますが、生年月日に応じて、65歳になる前、つまり、60歳から64歳までの間に「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

この「特別支給の老齢厚生年金」は、65歳になったら「本来支給の老齢厚生年金」に切り替わりますが、年金額は、ほぼ変わりません。

なお、65歳に到達しましたら、本来支給の老齢厚生年金に加えて、日本年金機構から「老齢基礎年金」の支給が開始されます。ここで満額支給ということになります。

生年月日	特別支給の退職共済・老齢厚生年金等					退職共済(老齢厚生)年金
	55歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和24年4月2日 ~ 昭和28年4月1日	特別支給の退職共済年金(職域年金相当部分含む)					退職共済(老齢厚生)年金 +経過的職域加算額
昭和28年4月2日 ~ 昭和29年10月1日	特別支給の退職共済年金(職域年金相当部分含む)					老齢厚生年金 +経過的職域加算額 老齢基礎年金(国民年金)
昭和29年10月2日 ~ 昭和30年4月1日	特別支給の老齢厚生年金+経過的職域加算額					老齢厚生年金+経過的職域加算額 +年金掛引(退職給付) 老齢基礎年金(国民年金)
昭和30年4月2日 ~ 昭和32年4月1日	特老厚+経過的職域加算額					老齢厚生年金+経過的職域加算額 +年金掛引(退職給付) 老齢基礎年金(国民年金)
昭和32年4月2日 ~ 昭和34年4月1日	特老厚+経過的職域加算額					老齢厚生年金+経過的職域加算額 +年金掛引(退職給付) 老齢基礎年金(国民年金)
昭和34年4月2日 ~ 昭和36年4月1日	特老厚+経過的職域加算額					老齢厚生年金+経過的職域加算額 +年金掛引(退職給付) 老齢基礎年金(国民年金)
昭和36年4月2日 以降	★ 公的年金制度に「通算10年以上加入」している者で、かつ、1年以上の被用者年金の加入期間(国民年金のみの期間を除く)がある場合は、生年月日に応じて支給。(次頁参照)					老齢厚生年金+経過的職域加算額 +年金掛引(退職給付) 老齢基礎年金(国民年金)

今年度、60歳で定年退職をされる組合員の方においては、図をご覧くださいますと、一番下の行の「昭和36年4月2日以降の生まれ」に該当しますので、特別支給は無くなり、65歳から、「本来支給の老齢厚生年金」の支給から始まります。

## 2 年金の決定・支給

被用者年金一元化後も、公務員の共済組合員期間に係る年金は、従前どおり、原則、最後に所属していた共済組合が裁定して支給します。（私学共済は、日本私立学校振興・共済事業団が行う。）

また、民間企業等の老齢厚生年金と全国民共通の国民年金（基礎年金）の裁定及び支給は、日本年金機構が行います。

## 3 老齢厚生年金を受給するための支給要件

● 特別支給の老齢厚生年金	◎ 本来支給の老齢厚生年金
① 昭和36年4月1日以前生れの者で60歳以上65歳未満であること	① 65歳以上であること
② 公的年金加入期間が10年以上あること	② 公的年金加入期間が10年以上あること
③ 被用者年金加入期間が1年以上あること	③ 被用者年金加入期間が1年以上あること

2の「年金の決定・支給」についてです。

公務員の老齢厚生年金は、最後に所属していた共済組合が決定して、支給します。

また、民間企業等の老齢厚生年金と老齢基礎年金は、日本年金機構が決定して、支給します。

一元化後も公務員の老齢厚生年金は、引き続き、共済組合から支給されることを覚えておいてください。

続いて、3の「老齢厚生年金を受給するための支給要件」についてです。

「特別支給の年金」と「本来支給の年金」の違いは、既に説明したとおりですので、ここでは、それぞれの年金を決定する際の要件について説明します。特別支給の老齢厚生年金の支給要件は、支給開始年齢に達していること、公的年金制度に加入した期間が10年以上あること、最後に被用者年金加入期間、これは共済組合員期間を含む厚生年金の期間を意味し、この期間が1年以上あること。以上、3点すべての要件を満たした場合に支給されます。

本来支給の老齢厚生年金の要件は、特別支給とほとんど変わりません。特別支給の老齢厚生年金を受給できる方は、本来支給の老齢厚生年金も受給できることとなります。

#### 4 年金の支給期

9頁

年金の支給期月は、毎年、偶数月（2・4・6・8・10・12月）の年6回で、原則、支給期月の15日（15日が土曜日の時は14日（金）、日曜日のときは13日（金）に「支給期月の前月までの2か月分」を支給します。（※ 初回支給日のみ、遅れる可能性があります。ご了承ください。）

<例> 昭和37年6月10日生まれの者の場合（支給開始年齢は65歳）

受給権発生日	令和9年6月9日（65歳の誕生日の前日）
年金支給期月	受給権発生日の翌月分から支給しますので、初回は、令和9年7月分を8月に支給。（次回支給期月は、令和9年8月及び9月分を10月に支給） なお、この時、再就職して厚生年金（被用者年金制度）に加入している場合は、年金額の調整があります。） ※ 各月、1日生まれの者は、1日の前日、つまり、前月が受給権発生日になりますので、誕生月分の年金が支給されます。 （例：10月1日生まれの者→10月及び11月分の年金を12月に支給。）

次に「4 年金の支給期」についてです。

年金は、毎年、偶数月の15日に支給期月の前月までの2か月分を支給します。

例の昭和37年6月10日生まれの方の場合は、65歳の誕生日の前日が年金の受給権発生日となりますので、令和9年6月9日以降に請求手続きをしていただきます。

請求書を提出し、年金決定がされれば、受給権発生日の翌月分から年金支給が開始となりますので、令和9年7月分の年金が令和9年8月に支給されます。これが初回の支給となります。ただし、「初回の支給日のみ」、年金決定処理に時間がかかることから、遅れる場合がありますが、支給額に影響はありません。どうぞ御了承ください。

次回の支給期月は、10月となり、8月及び9月分の年金を支給することになります。

年金は後払いということになります。

## 5 老齢厚生年金の支給額

老齢厚生年金の支給額は、下記のとおり。  
ただし、**一般組合員期間中**は、①の年金は、一部又は、全部、②、③の年金は、  
全額 **支給停止**。

$$\boxed{\text{①厚生年金相当部分 (報酬比例部分)}} + \boxed{\text{②経過的職域年金額 ③退職等年金給付}} + \boxed{\text{④加給年金額 (※)}}$$

- ① 厚生年金相当部分…掛金に比例する部分で平均給料・給与月額・組合員期間により算出  
② 旧職域年金部分…①と同じ  
③ 退職等年金給付…平成27年10月以降の期間の3階部分の年金(別途算出)  
④ 加給年金額…一定の要件を満たしている**加給年金対象者 (※)**

「5 老齢厚生年金の支給額」についてです。

具体的な金額は、組合員の方それぞれにお伝えすることはできませんので、ここでは年金の構造として説明させていただきます。

年金は、①厚生年金相当部分、②職域年金相当部分と、③退職等年金給付があります。

また、一定の要件を満たしている場合に支給される、④加給年金額があります。

①厚生年金相当部分と②職域年金相当部分については、掛金、保険料に比例する部分で、平均給与月額及び組合員期間により算出されます。

また、②職域年金相当部分は、先ほど申し上げたとおり、一元化前までの期間は共済年金として、一元化後の期間は年金払い退職給付として、新しい年金の計算方法で算出されます。

◆65歳未満の者は、「特別支給の老齢厚生年金」の金額＝①＋②

- 「特別支給の老齢厚生年金」の受給権者（60歳～64歳）のうち，
  - a 公務員の組合員期間が44年以上の方又は、障害等級3級以上の障害をお持ちの方
  - b 被用者年金制度に加入していない（厚生年金に加入していない）。

上記、a+bの要件を満たしている場合、退職時から65歳までの間、①及び②に加え「定額部分（基礎年金相当部分）」が支給される。【障害特例】

◆65歳以降の者は、「本来支給の老齢厚生年金」の金額＝①＋②＋③＋（※④）

- 65歳以降は、この他に国民年金制度の「老齢基礎年金（国民年金）」が日本年金機構から支給される。（④は、以下の要件を満たした対象者がいる場合に支給される。）

65歳未満の方に支給される特別支給の老齢厚生年金は、基本的に①厚生年金相当部分と②職域年金相当部分のみが支給され、65歳からは、「特別支給」が「本来支給」の老齢厚生年金という名称に切り替わり、同時に③退職等年金給付の支給が始まります。この時点で、一定の要件を満たしている方には、④加給年金が加算されます。

なお、65歳になると全員、「老齢基礎年金」が日本年金機構から支給されます。何度も言いますが、必ず、請求手続を行う必要があります。

## &lt;加給年金対象者(※)&gt;

- I 生計を共にする65歳未満の配偶者
  - II 18歳未満の子(18歳到達年度末日(3月31日)を経過していない子)
  - III 20歳未満で障害年金の障害等級の1級又は2級に該当する子
- 上記、I、II、IIIのいずれも、受給権者がその権利を取得した当時、受給者と生計を共にし、かつ、年収が850万円未満(所得が655.5万円未満)の者がいる時に加算。  
ただし、加給年金対象者が「20年以上の加入期間に基づく老齢厚生年金(①、②の場合を含む)又は、障害年金を受給している場合は、加給年金額の支給が止まる。  
①加給対象者の年金の請求・受給の有無に関わらず支給開始年齢に到達している。  
②加給対象者の年金が給料との調整で全額支給停止となっている。(R4.4.1~)

※ 18歳未満の子とは、18歳に達する日の属する年度末まで  
※ 収入が850万円未満とは、所得が655.5万円未満(ただし、以上であっても、近い将来(概ね5年内)、収入が850万円又は所得が655.5万円未満となる場合を含む。)

加給年金が加算される対象者は配偶者及び子です。要件は、請求者本人が65歳になった時点で、65歳未満の配偶者や18歳未満の子等、I～IIIの対象者がいることです。

また、生計を同一にしていることや収入の要件があり、対象者が20年以上の加入期間に基づく老齢厚生年金の受給権が発生している場合は、加給年金の支給が停止されます。

**<加給年金額>**

被保険者（組合員）期間20年以上で「本来支給の老齢厚生年金」の受給権発生時に加給年金対象者がいる場合、下記の金額が加算されます。

令和4年4月1日現在

配偶者	子	
老齢厚生年金 (旧退職共済年金)	2人まで(1人につき)	3人目から (1人につき)
388,900円(※)	223,800円	74,600円

令和4年4月現在、一定の要件を満たしている配偶者及び子の加給年金額は、表のとおりですので参考にしてください。

## 職域年金は「退職等年金給付（年金払い退職給付）」へ

公務員等の年金は、共済組合独自の「職域年金相当部分(3階)」がありましたが、平成27年10月に廃止されました。

廃止後は、新たな年金制度として「年金払い退職給付」が創設されましたが、経過措置として、「平成27年9月末までの組合員期間」については、職域年金相当部分の年金が支給されます。

### 退職等年金給付（年金払い退職給付）

- ・半分は有期年金，半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ支給可能））
- ・有期年金は、10年又は、20年支給を選択（一時金の選択も可能）
- ・本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給
- ・財政運営は、積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制
- ※ キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金のかい離を抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%の範囲内）
- ・公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、「公務障害年金・公務遺族年金」を支給
- ・服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入
- ・平成27年10月からの組合員期間について適用

この「退職等年金給付」は、いわゆる企業年金のような位置づけで創設されたもので、ページ中ほどに囲み内に概要を記載しています。

まず、半分は有期年金，半分は終身年金となっており，原則65歳からの支給となります。60歳からの繰上げ支給も可能ですが，年金額が減額されてしまいます。

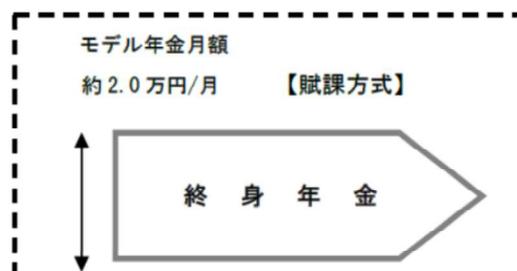
有期年金は，10年か20年，または一時金での受給が可能です。本人が亡くなった場合は，終身年金は終了し，有期年金の残余部分のご遺族に支給されます。

このように，一元化前までの3階部分の年金は，2階部分とセットで支給されるものでしたが，新たな「退職等年金給付」は全く別の年金として扱われます。

## 「退職等年金給付」のイメージ



## （参考）現行の職域部分



※ モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提をおいて試算。

また、公的年金は現役世代が納める保険料で年金者を支える賦課方式であるのに対して、退職等年金給付は自身の掛金で自身の年金を積み立てる積立方式となっております。

今年度、60歳で定年退職者の組合員の方の場合は、一元化前の期間が、殆どを占めていますので、「退職等年金給付」に該当する年金は、「平成27年10月から令和5年3月まで」の7年6か月間分ということになります。

老齢厚生年金等についての説明は以上となります。

## 年金の繰上げ（60歳以降） &amp; 繰下げ（66歳以降）

特別支給の老齢厚生年金（S28.4.2～S36.4.1生まれの者）及び老齢厚生年金（S36.4.2以降生まれの者）は、「繰上げ請求」して、自身の支給開始年齢より前に年金を受給することができます。

65歳から支給される「老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金」は、66歳以降、希望する月から「繰下げ請求」をすることができます。

## 1 年金の繰上げ

老齢を事由とする厚生年金は、生年月日に応じて、支給開始年齢が異なりますが、自身の支給開始年齢に到達していなくても、60歳以降に繰上げ請求を行うことができます。

ただし、繰上げて受給した場合は、本来の年金額から、「年4.8%（1か月×0.4%×12月＝4.8%）」の割合で減額され、その年金額は、生涯続く等の「制約（\*）」がありますので、熟考した上で繰上げの請求手続を行ってください。

（令和4年4月1日の制度改正により、減額率が変更されています。（30頁参照））

※ 国民年金制度から支給される「老齢基礎年金」の支給開始年齢は、**全員65歳**。

60歳から繰上げて受給すると年24%年（0.4%×60月（5年））の減額になります。

※ 老齢厚生年金の支給開始年齢が、65歳の者が、60歳から繰上げた年金を受ける場合は、24%減額された年金を受け取ることになります。（令和4年4月1日の改正により0.5%→0.4%）

※ 老齢厚生年金は、老齢基礎年金と同時に繰上げ請求を行う必要があります。（どちらか一方のみを繰上げて受給することはできません。）

続いて、年金の繰上げと繰下げについてです。

まず、繰上げについてですが、今年度末に60歳で定年退職をされる方は、本来65歳からの受給となりますが、支給開始年齢に到達していなくても60歳以降であれば、本人が希望することで本来の支給開始年齢より前に繰上げて受給することができます。

ただし、繰り上げて受給した場合は、本来の年金額から1月につき0.4%の減額となりますので、例えば、1年早く受給した場合は、0.4%×12月で4.8%の減額となり、その年金額は生涯続くこととなります。

## ◇ 繰上げ請求を行った場合の「制約」

- ① 老齢厚生年金の減額は、一生涯続く。
- ② 老齢基礎年金の減額は一生涯続く。(60歳から受給した場合、損益分岐点となる年齢は、80歳頃)  
※「①及び②」の減額された年金額は、65歳になっても戻ることはない。このため、受け取る期間の長短より、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合もある。
- ③ 繰上げ請求を行った後で、取り消すことができない。
- ④ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎(厚生)年金の請求等ができなくなる。
  - (ア) 事後重症などによる障害基礎(厚生)年金の請求
  - (イ) 繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
  - (ウ) 3級の障害共済(厚生)年金を受給している者の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ⑤ 繰上げ請求を行った後に国民年金の任意加入被保険者になることはできない。
- ⑥ 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は、繰上げ支給の老齢厚生年金の一部又は、全部が支給停止となる場合がある。
  - (ア) 障害基礎(厚生)年金・遺族基礎(厚生)年金の受給権がある場合
  - (イ) 厚生年金保険又は私立学校教職員共済制度に加入している場合(共済組合の短期組合員等)
  - (ウ) 常勤の公務員として「再就職」し、共済組合の一般組合員となった場合
  - (エ) 雇用保険の基本手当を受給する場合

☆ 繰上げ後のメリット・デメリットを十分理解した上で、繰上げ請求の手続を行ってください。

また、繰上げとした場合には、年金の減額以外にも制約があり、記載のとおりです。

まず、先ほども言いましたように、老齢厚生年金の減額が生涯続くこととなります。

次に、65歳からの老齢基礎年金の減額も生涯続きます。これは、老齢厚生年金を繰り上げて請求すると、他の年金もすべて同時に繰上げ請求をしなければならないためです。

したがって、場合によっては、生涯で受け取る年金の総額が、本来よりも減少することがあります。

他にも、繰上げ請求は取り消すことができない、障害年金を請求することができなくなる等の制約がございます。

## 2 年金の繰下げ

65歳から支給される「老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金」は、66歳以降、希望する月から繰下げて受給することができます（1年と1日目以降に繰下げ請求可能）。

繰下げ支給の年金の額は、「受給権発生日の属する月」から、「繰下げの申し出をした月の前月」までの月数（最大120月）に応じて、0.7%ずつ増額された年金受給することができます。

※ 最大10年間（ $0.7\% \times 120\text{月} = 84\%$ 増）

※ 年金の増額は、一生継続。（75歳から受給した場合、損益分岐点となる年齢は、86歳頃）

※ 令和4年4月1日の制度改正により、受給開始時期の選択肢が拡大された。（70歳→75歳）

（S27.4.2以降生まれの者は、75歳まで繰下げ可能（R4.4.1現在70歳未満の者→75歳まで））

※ 繰下げ請求の申し出は、老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して「1年」を経過した日より前に当該老齢厚生年金の請求をしていないことが条件となります。

併せて、その間に障害年金及び遺族年金等の受給権者になっていないことが条件となる。

続いて、2 年金の繰下げについてです。

先程の繰上げとは逆に、65歳から支給される老齢厚生年金及び老齢基礎年金を66歳以降に繰り下げて、増額された年金を受給することができます。

最低1年から最大10年・120月まで繰り下げることができ、月に0.7%増額した年金を受給することができます。先ほどの繰上げの場合とは違って、老齢厚生年金と老齢基礎年金を別々に繰り下げることでもあります。

- 60歳から64歳まで支給される「**特別**支給の老齢厚生年金」を繰下げて受給することはできない。(増額することはできない)
- 繰下げ請求は、繰上げ請求とは異なり、老齢厚生年金と老齢基礎年金の**どちらか一方を繰下げて請求することができる。**(※両方同時に繰下げ請求をする必要はない)
- 加給年金額は、繰下げしても増額の対象とならないため、繰下げ請求をせずに「加給年金額」を受給した方が有利な場合もある。**<要注意>**

★ 年金の繰上げ請求及び繰下げ請求をする際は、メリット、デメリットを十分理解したうえで手続を行ってください。

多少の制約はありますが、支給開始年齢より早く年金を受給することができる繰上げと、支給は遅れますが増額した年金を受給できる繰下げがあることを覚えておいてください。

なお、「特別支給の老齢厚生年金」は、繰下げ請求して増額することはできませんので、ご注意ください。

「特別支給の老齢厚生年金」及び「老齢厚生年金」の受給権者が、再任用職員等として在職しているとき及び民間企業等に再就職して、厚生年金制度に加入しているときは、年金額の全部又は一部が支給停止になる場合があります。

1 再就職による年金の調整

退職後に再任用や民間企業等に再就職して、厚生年金保険に加入した場合は、その就職先から受ける給料と過去、直近、1年間の賞与を基準として定められる総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が一定の額を超えるときは、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む。）の全部又は一部が支給停止されます。

「老齢厚生年金と退職後の所得による支給制限」についてです。

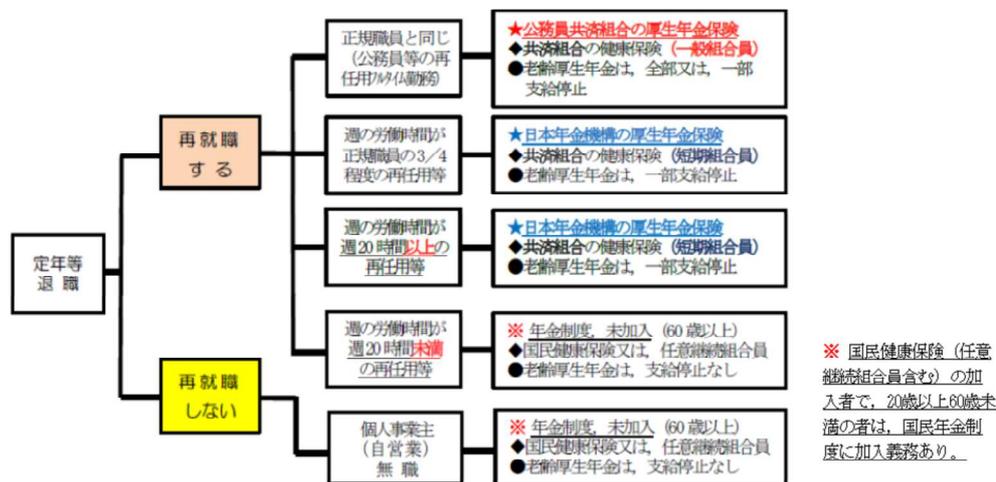
ここでは、再就職による年金の調整について、改めて詳しくご説明します。

まず前提条件として、給料と年金が調整されるのは、お勤めになって厚生年金に加入される方が対象となります。

年金の支給開始年齢到達以降に被用者年金制度、つまり厚生年金に加入して勤務されている場合、その時の給料と過去1年間の期末手当等の賞与を基準として定められる「総報酬月額相当額」と老齢厚生年金の「基本月額」の合計額が一定額を超える場合は、年金の一部又は全部が支給停止となります。

※ 制度改正に伴い、短時間労働者の厚生年金保険への適用範囲が拡大されたため、週20時間以上の労働時間の者においても一定の要件を満たせば厚生年金保険に加入（年金との調整あり）

◆「老齢厚生年金」の在職停止フロー図 ◆(R4.10.1～)



この「フロー図」は、一般的な事例のため、再就職した際は、自身の健康保険及び厚生年金保険制度の「種別」及び「加入の有無」等を必ず、事業主に確認してください。

まず、このページには再就職した場合の年金加入について、フロー図で示しています。

図のとおりではございますが、学校勤務で定年退職の場合、再就職は、再任用フルタイムかハーフタイムでの勤務がほとんどかと思えます。再任用フルタイムの場合は、フロー図右側の一番上にあたり、厚生年金加入となります。

気を付けていただきたいのは再任用ハーフタイム等の短時間勤務の場合です。ページ下部点線囲み内をご覧ください。厚生年金の適用範囲が拡大されたことにより、週20時間以上の労働者がこれらの条件を満たせば厚生年金に加入することとなります。条件によりハーフタイム等短時間勤務の方をひとくくりにはできませんので、再就職することにより、厚生年金制度に加入になるのかどうかについて必ず再就職先に御確認ください。

## 2 在職中の老齢年金

民間企業等に再就職して老齢厚生年金保険の被保険者が受ける老齢厚生金は、年金額の一部又は全部が支給停止される場合がある。

基本月額（年金）と総報酬月額相当額（賃金）に応じて下表のように調整される。

### ◆ 基本月額と総報酬月額相当額

- 基本月額（年金） = 老齢厚生年金の年金額（経過的職域加算・加給年金額を除く）÷12
- 総報酬月額相当額（賃金） = その月の標準報酬月額+その月以前の標準賞与の総額÷12

《例》4月の在職支給停止の基礎となる総報酬月額相当額

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
月収		←											→	
賞与			●						●				◇	

※ その月とは、◇計算対象月

※ 総報酬月額相当額とは、標準報酬月額に「直近1年分の賞与額の合計額の12分の1」を標準賞与額として加算したものになる。

まず、計算するうえで重要な基本月額と総報酬月額相当額についてですが、基本月額とは、年金額を月額にしたものです。

この年金は、経過的職域加算と加給年金額を除いた厚生年金相当部分の年金額が算定の対象となります。

総報酬月額相当額とは、賃金から算出される標準報酬月額と過去1年間の賞与を月額にしたものを合算した額です。

この年金、給料、賞与を合算したものが47万円を超えた場合、計算方法にあてはめて計算することとなり、停止額が算出されます。

## &lt;事例&gt;

広島県公立小学校 教諭 Aさん（昭和33年7月3日生まれ）  
 再任用フルタイム勤務者（公立学校共済組合広島支部の「一般組合員」）  
 年金の支給開始年齢 63歳（受給権発生日：令和3年7月2日）  
 加給年金対象者 なし

64歳までの年金の在職停止の計算方法（令和4年10月（定期支給期月））

- ① 特別支給の老齢厚生年金額（2階部分）・・・年額 144万円（月12万円）
- ② 経過職域年金額（3階部分）・・・年額 24万円（月2万円）※全額停止
- ③ 標準報酬月額・・・32万円
- ④ 賞与額（計算対象月の直近1年間分の合計額を月に換算）
 

令和3年 12月分	34万円
令和4年 3月分	4万円
令和4年 6月分	34万円
合計	72万円 × 1/12 = 6万円

12万円+32万円+6万円）= 50万円

50万円 - 47万円（※停止基準額） = 3万円（※停止基準額は、1万円単位で毎年改定）

3万円 × 1/2 = 1.5万円（1か月当たりの支給停止額）

12万円 - 1.5万円 = 10.5万円（10月定期支給日に21万円送金（8月と9月分））

令和4年10月送金分（令和4年8月と9月分）の年金額は、21万円程度（月10.5万円の2月分）になります（年金の額から所得税等を控除した額を送金）。

なお、65歳から、退職等年金給付（平成27年10月以降の組合員期間に係る公務員独自の年金）を公務員共済組合が支給しますが、公務員共済の一般組合員期間中は、全額支給停止。

また、65歳になると国民年金制度（日本年金機構）から「老齢基礎年金」の支給が始まります。この老齢基礎年金は、「在職停止の対象外」です（在職中であっても支給停止なし。）。

現在、年金を受給されながら再任用フルタイムで勤務されている方が多くいらっしゃいます。フルタイムの場合は、全額支給停止となっている方もおられると思いますが、今回の支給停止基準額の引き上げにより調整後に年金が支給されることとなる方が増えるのではないかと思います。

平成27年10月に被用者年金が一元化されると同時に「ワンストップサービス」を開始しています。(一部、ワンストップサービス対象外)  
一元化前までは、公務員共済の年金請求等に関わる諸手続は、退職時に加入していた共済組合が行っていましたが、一元化後は、お近くの年金事務所の窓口等で請求手続をすることが可能になっています。

#### 1 退職時の提出書類【★提出期限：令和5年4月14日(金)】

- (1) 退職届書の様式は、当共済組合広島支部のHP（様式ダウンロード集）から入手可能です。記入例に従い、必要事項を記入し、**所属所長を経由**して広島支部へ提出してください。
- (2) 提出された退職届書により、「一般組合員の組合員期間、給料・賞与等、その他の記録」を精査して、「年金待機者（将来、年金を受け取る者）」として当共済組合本部へ登録（進達）します。
- (3) 年金待機者として登録済みの者には、「年金支給開始年齢到達時の約2～3か月前」に当共済組合本部が年金請求に必要な書類を退職届書に記載した登録済の住所に送付します。
- (4) 年金待機者として登録した後で、結婚等により住所、氏名等が変更した場合は、「**年金待機者異動報告書**」を当共済組本部へ提出してください。（様式は、当共済組合本部のHPから入手）

それでは、組合員の方が退職される際に提出していただく書類について説明します。

「1 退職時の提出書類」ですが、退職される組合員の方全員に「退職届書」を提出していただきます。

## 公立学校共済組合広島支部ホームページ

https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/index.html

公立学校共済組合  
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS

サイトマップ 最新情報 文字サイズ・色合い変更 小 大  
お問い合わせ

共済制度について 組合員向け手続き 年金受給者(待機者)向け手続き 報告施設 遊学施設

広島支部 Hiroshima  
広島支部の組合員の方に向けた  
手続き・厚生サービスを中心に  
ご案内します。

こんなときガイド

- ・福利厚生事務の手引
- ・様式ダウンロード
- ・公立学校に就職したとき
- ・結婚するとき
- ・子が生まれるとき
- ・異動や欠勤をしたとき
- ・文通学校にあつたとき
- ・養育を必要とするとき

一覧へ

トップページ 広島支部トップページ

ログイン 組合員専用ページ

手続きナビ

当共済組合広島支部ホームページ様式集ダウンロード集より「§14-001退職届書 様式」を印刷して入手してください。記入例に従って必要事項を記入し、所属所長の証明を受けて令和5年4月14日（金）までに当共済組合広島支部へ提出してください。

共済制度について | 組合員向け  
手続き | 年金受給者（特権者）向け  
手続き | 宿泊施設 | 直営病院

トップページ > 広島支店トップページ > [ごんなときガイド](#) > 様式ダウンロード集

## 様式ダウンロード集

更新日：2018年10月01日

各種手続きに必要な様式を集めました。  
ダウンロードしてご利用ください。

注1：貸付申込時の提出書類は、申込人が自書することになっておりますので、Word・Excel版は掲載していません。PDF版を印刷して使用してください。  
注2：一般財団法人広島県教育職員互助組合の様式については、互助組合のホームページからダウンロードしてください。

- [様式ダウンロード（表紙・目次・一括ダウンロード様式）](#)
- [様式ダウンロード（標準報酬・掛金・関係係）](#)
- [様式ダウンロード（年金関係）](#)
- [様式ダウンロード（厚生関係）](#)
- [様式ダウンロード（貸付関係）](#)

ここをクリック

広島支部トップページ

- [ごんなときガイド](#)
- [様式ダウンロード集](#)
- [公立学校に就職したとき](#)
- [結婚するとき](#)
- [子が生まれるとき](#)
- [病気やケガをしたとき](#)
- [交通事故にあったとき](#)
- [災害にあったとき](#)
- [資金を必要とするとき](#)
- [休職したとき](#)

ダウンロード... テキストデータ 電子 退職後福利厚生... 8.3 文字調整... 退職後の年金制度...

## このページへの直接のアドレス

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/about/yousikinennkinn/index.html>

共済制度について | 組合員向け  
手続き | 年金受給者(特権者)向け  
手続き | 宿泊施設 | 直営病院

トップページ > 広島支店トップページ > 広島支店について > 様式ダウンロード(年金関係)

### 様式ダウンロード(年金関係)

更新日: 2021年09月27日

Word・Excel版はこちらから [「組合員専用ページ」](#) [「事務担当者専用ページ」](#)

#### 年金関係

06-007 組合員転入届書 様式	PDF 形式:63 KB
06-008 組合員転入届書 記入例	PDF 形式:71 KB
06-009 組合員転出届書 様式	PDF 形式:62 KB
06-010 組合員転出届書 記入例	PDF 形式:72 KB
06-011～年金加入期間等報告書 様式	PDF 形式:182 KB
06-013 年金加入期間等報告書 記入例	PDF 形式:152 KB
06-014 年金受給権者再就職届書 様式	PDF 形式:88 KB
06-015 年金受給権者再就職届書 記入例	PDF 形式:88 KB
14-001 退職届書 様式	PDF 形式:232 KB
14-002 退職届書 記入例	PDF 形式:232 KB

注記:次の様式は、共済組合に請求してください。  
・特別支給の老齢厚生年金・老齢厚生年金「決定」・「改定」請求書  
・特別支給の老齢厚生年金・老齢厚生年金「改定」請求書  
・老齢厚生年金「決定」・「改定」請求書  
・老齢厚生年金・障害厚生年金「決定」・「改定」請求書(その2)

この14-001退職届書 様式をダウンロード・印刷してください

記入方法については、後程ご説明いたします。

**1 退職時の提出書類【★提出期限：令和5年4月14日（金）】**

- (1) 退職届書の様式は、当共済組合広島支部のHP（様式ダウンロード集）から入手可能です。記入例に従い、必要事項を記入し、**所属所長を経由**して広島支部へ提出してください。
- (2) 提出された退職届書により、「一般組合員の組合員期間、給料・賞与等、その他の記録」を精査して、「年金待機者（将来、年金を受け取る者）」として当共済組合本部へ登録（進達）します。
- (3) 年金待機者として登録済みの者には、「年金支給開始年齢到達時の約2～3か月前」に当共済組合本部が年金請求に必要な書類を退職届書に記載した登録済の住所に送付します。
- (4) 年金待機者として登録した後で、結婚等により住所、氏名等が変更した場合は、「**年金待機者異動報告書**」を当共済組合本部へ提出してください。（様式は、当共済組合本部のHPから入手）

退職届書を提出していただきましたら、当共済組合広島支部において、組合員の方の組合員期間、給料等の年金記録を精査し、年金待機者として登録します。登録されましたら、年金待機者登録通知書が組合員の方の御自宅に送付されます。

定年退職に引き続き、再任用フルタイム勤務をされる方は、引き続き共済組合の一般組合員となるため、待機者登録を行いませんので、待機者登録通知書は送付されません。再任用職員を退職される際に再度、手続をしていただきます。

年金待機者として登録されている方には、年金支給開始年齢到達時の1～2月前に公立学校共済組合等から年金請求に必要な書類が送付されます。

以上が、退職時に提出していただく書類となっておりますが、この「退職届書」は、組合員の方の組合員期間や給料・賞与を登録するために必要な大切な書類です。

退職届書1枚のみではございますが、例年、未提出の方がいらっしゃいますので必ず4月14日の期限までに提出していただきますようお願いいたします。

## 2 年金の請求について

- (1) 年金は、支給開始年齢に到達すれば、自動的に口座に振り込まれる訳ではありません。
- (2) 年金の支給開始時期は、段階的に引き上げられています（S. 36. 4. 1日生まれの者まで）。
- (3) 自身の年金支給開始年齢（年金受給権発生日）以降、速やかに請求手続を行ってください。
- (4) 年金の支給開始年齢到達時の約2～3か月前に年金請求に関する案内が届きますので、次頁に記載している何れかの実施機関（窓口・郵送）で手続を行ってください。
- (5) 複数の年金加入期間（民間企業、臨時的任用、公務員の共済組合、私学共済等）をお持ちの方は、それぞれの実施機関で請求手続を行う必要がありましたが、被用者年金一元化以降、ひとつの実施機関で同時に請求することができるようになりました。（一部、障害給付を除く）

＜ 60 歳定年退職後、年金受給までの基本的な流れ ＞



続いて、「2 年金の請求について」です。

これは、退職時ではなく、組合員の方が年金の支給開始年齢になってからの話となりますが、説明させていただきます。

まず、年金は支給開始年齢に到達すれば、自動的に組合員の方の口座に振り込まれる訳ではありません。必ず、御自身で請求手続を行ってください。

今年度60歳で定年退職をされる方の年金の支給開始年齢は65歳となっております。

65歳の誕生日の1か月から2か月前に年金請求書が送付されますので、次頁に記載しているいずれかの実施機関で手続を行ってください。

■ 公的年金に関する相談・請求窓口（実施機関一覧）

実施機関名	郵便番号	所在地	電話番号
地方福祉共同組合 地方共済事務局	〒102-8001	東京都千代田区平河町2-4-9	☎ 03-3261-9650
＊ 広島共済部	〒730-8511	広島市中区基町10-52	☎ 082-513-2264
公立学校共済組合 本部	〒101-0002	東京都千代田区神田錦町台2-9-5	☎ 03-5259-1122
＊ 広島支部	〒730-8514	広島市中区基町9-42	☎ 082-513-4959
警視共済組合 本部 事務局	〒102-8508	東京都千代田区三田町4番8	☎ 03-5213-7570
＊ 広島共済部	〒730-8507	広島市中区基町9-42	☎ 082-228-0110
全国中津機関共済組合連合会	〒102-0004	東京都千代田区二番町2番地	☎ 03-5210-4000
広島市職員共済組合	〒730-8506	広島市中区国領中町1-6-34	☎ 082-504-2001
広島県公務員共済組合	〒730-0106	広島市中区基町3-17	☎ 082-545-6555
日本私立学校共済・共済事業団 共済事業本部	〒113-9441	東京都中央区浜島1-7-5	☎ 03-3813-5321
＊ 広島サービス共済部	〒730-0052	広島市東区光町1-15-21	☎ 082-262-1134
日本年金機構 広島県内の年金事務所	〔 下表「広島県内の年金事務所(※)」参照 〕		
国府公務員共済組合連合会	〒102-8002	東京都千代田区九段南1-1-10	☎ 03-3265-4141

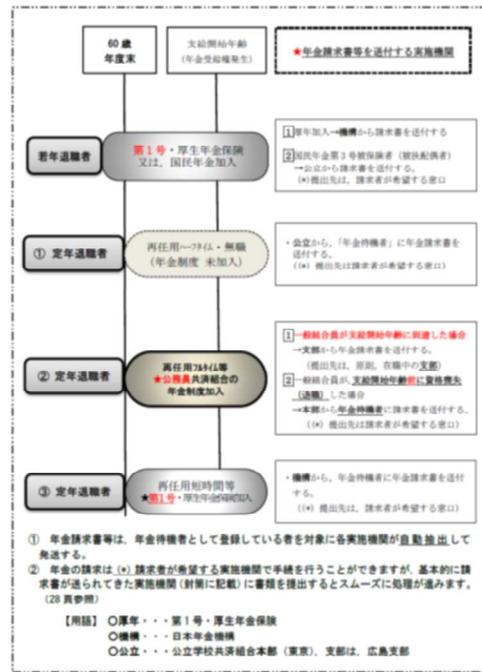
□ 広島県内の年金事務所(※)

年金事務所	所在地	電話番号	管轄区域
広島東	〒730-8515 広島市中区基町1-27	☎ 082-228-3131	広島市のうち中区、安佐南区、安佐北区
広島西	〒733-0833 広島市西区扇工町9-2-6-1 (NTTビル/広島ビル1階)	☎ 082-535-1505	広島市のうち西区、佐伯区、大竹市、廿日市市、山県郡
広島南	〒734-0907 広島市南区皆実町1-4-35	☎ 082-253-7710	広島市のうち東区、南区、安芸区、広島市 安芸郡
福山	〒720-8533 福山市旭町1-6	☎ 084-924-2181	福山市
呉	〒737-8511 呉市笠町2-11	☎ 0823-22-1691	呉市 竹原市 東広島市
呉 (東広島分室)	〒735-0015 東広島市西条保町10-27 栄町ビル1階	☎ 082-493-6301	
三原	〒725-8518 三原市一町2-4-2	☎ 0848-63-4111	三原市 尾道市 豊田郡
三次	〒728-8505 三次市十日市東3-16-8	☎ 0824-62-3107	三次市 庄原市 安芸美田市
備後府中	〒726-0005 府中市府中町136-2	☎ 0847-41-7421	府中市 神石郡

ワンストップサービス開始後は、請求者本人が希望する実施機関で手続きをすることが可能となっていますので、一覧表にあります窓口のどちらでも手続きはできますが、基本的には、請求書を送付した実施機関にそのままお返しただけであればよいと思います。

なお、請求書は組合員の方が最後に加入された年金制度の実施機関が送付いたします。定年退職後、再就職されなければ、組合員の方の最後に加入した年金制度は公立学校共済組合ですので、当共済組合本部から請求書が送付されます。退職後に、民間でお勤めになって、厚生年金に加入されましたら、日本年金機構から送付されます。

★ 年金請求のイメージ



また、支給開始年齢到達時に、再任用フルタイム勤務等の方で引き続き共済組合の一般組合員である場合は、当共済組合広島支部から請求書を送付いたします。

繰り返しのようになりますが、年金を受け取るためには、必ず請求手続が必要となります。将来、年金請求書が届いた際は、必ず手続をしていただきますようお願いいたします。また、退職時には、退職届書の提出もお忘れにならないようお願いいたします。



組合員の皆さまからよくいただく質問 (Q1～Q21)

年金制度FAQ



公的年金の仕組み

Q1 公務員になる前に民間の会社に勤めていて、厚生年金に5年入っていた。老齢厚生年金の手続きはどこでするのか。また、その間の年金はいつからもらえるのか。

A1 平成27年10月以降、被用者年金一元化に伴い、マイナンバーを開始していますので、「公務員共済」と「民間企業等」の年金は、ひとつの実施機関で複数の年金を請求することが可能になっています。

年金の支給開始年齢の2～3か月前に最後に加入していた年金の実施機関から請求書類が届きますので、請求してください。(29頁参照)

なお、被用者年金一元化後も経過措置として、公務員等の老齢厚生年金は、男女とも同一のスケジュールで支給されるのに対して、民間企業等へ勤務していた期間の老齢厚生年金は、男女により支給開始年齢が異なります。

今年度末に60歳で定年退職される女性の場合は、公務員共済の老齢厚生年金と民間企業等の老齢厚生年金の支給開始年齢が異なるため、2種類の年金を同時に請求することはできませんので、ご注意ください。

<例>

Aさん 女性 (S37.4.2～S38.4.1生まれ) の場合

① 民間企業等で1年以上働いた経歴があり、その間、被保険者年金に加入していた。

② 公的年金制度の加入期間が10年以上ある。

※ 被用者年金の加入期間は、公務員共済、私学共済の組合員期間及び民間企業等の被用者年金加入期間を合算（国民年金のみに加入していた期間は合算の対象外）

（被用者年金に加入している期間（20～60歳）は、国民年金制度にも加入している）

※ 公的年金の加入期間は、被用者年金の加入期間と「国民年金のみに加入していた期間を合算（9頁参照）

上記①、②の条件を満たしている場合、Aさんは、65歳から、民間企業等で勤務した期間の年金を受給し、65歳から、公務員共済の年金を受給します。加えて、65歳から、老齢基礎年金（国民年金）を受給することができます。

PDF版では「年金制度のFAQ」なども掲載しておりますので、参考にしてください。

日頃より年金について、なにかご不明な点等ございましたら、長期給付係までお問い合わせください。

また、提出書類については、期限までに必ず提出していただきますようお願いいたします。

以上、駆け足ではございましたが、年金制度と手続についての説明を終わります。